

損害保険（財産保険）  
契約書（案）

日本年金機構

# 損害保険契約書

収入印紙  
貼付

日本年金機構（以下「甲」という。）と株式会社〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、下記の案件について以下各条項から構成される契約を締結する。

記

契約件名 損害保険（財産保険）

契約金額 金〇〇〇〇〇円

契約保証金 全額免除

## （総則）

第1条 乙は、本契約書のほか、本契約書に付属する仕様書及び乙の保険約款（以下「仕様書等」という。）の定めに従い、甲に保険サービスを提供し、甲は、契約金額（以下「保険料」という。）を乙に支払うものとする。

## （法令遵守等）

第2条 乙は、仕様書等に従い関係諸法令を守り、本契約を履行しなければならない。

## （仕様書等の疑義）

第3条 乙は、仕様書等に疑義がある場合は、速やかに甲に説明を求めるものとする。  
2 乙は、前項の説明に従ったことを理由として、本契約に定める義務の履行の責を免れない。ただし、乙がその説明の不適当なことを知って、速やかに甲に異議を申し立てたにもかかわらず、甲が当該説明によることを求めたときは、この限りでない。

## （契約期間）

第4条 本契約の始期及び終期は、次のとおりとする。

契約始期：令和8年4月1日 午後4時

契約終期：令和9年4月1日 午後4時

## （対象物件の増減）

第5条 乙は、甲から本契約の対象となる物件について増減が生じる旨の連絡があつた場合は、速やかに保険料の再算出を行い必要な手続きを行うこととする。

## （保険料の支払）

第6条 甲は、本契約に基づく乙への保険料については、第4条に規定する契約始期の属する月の末日までに支払うものとする。

(秘密の保持等)

第7条 乙は、本契約の履行において知り得た秘密について、他に漏らし又は目的外に使用してはならない。

(履行不能等の通知)

第8条 乙は、理由の如何を問わず、本契約を履行することができなくなった場合は、直ちに甲にこの旨を書面により通知するものとする。

(事情の変更)

第9条 甲及び乙は、本契約の締結後、天災地変、法令の制定又は改廃、その他の著しい事情の変更により、本契約に定めるところが不当となったと認められる場合は、本契約に定めるところを変更するため、協議することができる。

(監督)

第10条 甲は、本契約の履行に関し、乙に業務遂行上の不適切な行為がある場合には、甲が甲の職員の中から指定する監督職員（以下「監督職員」という。）に乙の本契約の履行を監督させ、必要な指示を行わせることができる。

(保険料等に係る調査)

第11条 甲は、本契約の履行について、保険料等の額の根拠を確認する必要がある場合、又はその額の算定等の適正を図るために必要がある場合は、乙に対し、参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

2 乙は、前項に規定する調査に協力するものとする。

3 甲は、国に対する検査・監督上の要請に対応するため、必要に応じて、乙に対し本契約の履行に関する資料の提出その他の必要な調査等について協力を求めることができる。

(監査)

第12条 乙は、本契約の実施状況について、甲から、外部専門家による監査も含めた監査の実施に関し、協力の求めがあった場合においては、これに協力するものとする。

(検査)

第13条 甲は、月ごとに、本契約の履行状況について、甲が甲の職員の中から指定する検査職員（以下「検査職員」という。）によって検査を行う。

2 検査職員は、前項に規定する検査について、毎月初日から起算して10日以内（10日目が甲の不就業日に該当する場合はその翌就業日まで）に行うものとし、合格又は不合格を判定するものとする。

3 乙は、第1項の検査に合格したときをもって当該月にかかる業務を完了したものとする。

(甲の解除権)

第14条 甲は、自己の都合によって本契約の全部又は一部の解除を行う場合は、乙に対して30日前までに文書による予告を行うことにより本契約の全部又は一部を解除することができる。

2 甲は、乙が第18条第1項の規定に該当する場合を除き、次の各号の一に該当するときは、乙に対して文書で通知することで直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。なお、本契約の全部又は一部が解除された場合において、乙は、甲又は甲の指定する者に対し当該業務の円滑な引継ぎをなし、業務処理の継続に支障がないよう協力する義務を負う。

- (1) 甲が事前に行う本契約の相手方として適當であるかを判断する審査において、偽りその他不正行為により本契約の相手方となったとき。
- (2) 本契約の解除を請求し、その理由が正当なとき。
- (3) 乙の責に帰すべき理由により、本契約の全部若しくは一部を履行しないとき、又は履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (4) 本契約の履行につき、不適切な行為があり、甲の業務に支障を及ぼすと認められるとき。
- (5) 本契約に基づく報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は監督、検査、調査等を不当に拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。
- (6) 乙又は乙の従業員が本契約に違反し、本契約の履行に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用したとき。
- (7) 本契約又は仕様書等に定められた内容に違反したとき。
- (8) 公租公課を滞納し、納付する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (9) 甲が乙の社会保険料について各月の納期内納入がされなかつたことを確認したとき。
- (10) 乙の財産上の信用にかかる差押え、仮差押え若しくは仮処分を受けたとき、又は競売、強制執行、滞納処分等を受けたとき。
- (11) 破産、民事再生、会社更生等の申立てがあったとき。
- (12) 営業を廃止し、又は清算に入ったとき。
- (13) 監督官庁より営業停止又は営業免許若しくは営業登録の取消し等の処分を受けたとき。
- (14) 反社会的勢力と判明した場合又は取引がある場合。

なお、反社会的勢力とは、暴力団、国際犯罪組織、国際テロリスト等、その他次のいずれかに該当する者をいう。

- ア 甲が提供するサービスを不正に利用し、又は不正な目的をもって利用する者
  - イ 甲が提供するサービスの利用を通じて、社会的妥当性を欠く不当な要求をする者
  - ウ その他、社会的妥当性を欠く不当な要求をする者
- (15) 甲との取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いたとき。
  - (16) 乙が本契約締結以前に甲に提出した、契約の資格要件に関する申立書に虚偽があったことが判明したとき。
  - (17) 乙が、前各号に定めるもののほか、民法第542条各項各号の一に定める事由が発生したとき。
- 3 前2項の規定により、本契約の全部又は一部が解除された場合には、第6条の規定により既に支払った保険料があったときは、乙は、保険料の全部又は一部を甲に返還しなければならない。

(違約金)

第15条 前条第1項から第2項までの規定により本契約の全部又は一部が解除され

たときには、違約金として、乙は契約金額から第13条第1項の規定による検査が完了した数量に相当する金額を差し引いて得た金額の100分の10に相当する金額(以下「違約金額」という。)を甲の指定する期限内に、甲に支払わなければならない。

- 2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。
- 3 第1項に規定する違約金額が、第17条第1項の甲に対する損害賠償額を下回る場合については、同項の甲に対する損害賠償額をもって違約金とする。

#### (乙の解除権)

第16条 乙は、甲がその責に帰すべき理由により、本契約上の義務に違反した場合においては、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

#### (損害賠償)

第17条 第14条第2項の規定により本契約の全部又は一部が解除された場合において、乙が甲に損害を与えたときは、乙は甲に対し通常の損害を賠償しなければならない。この損害額が第15条第1項の違約金額を下回る場合は、同違約金をもって損害賠償額とする。

- 2 甲及び乙は、本契約書に掲げる事項を遵守せず、相手方に損害を与えた場合には、相手方に対して生じた損害を賠償しなければならない。
- 3 本契約において相手方に請求できる損害賠償の範囲には、天災地変その他の不可抗力により生じた損害、第三者の行為等相手方の責によらない事由によって生じた損害、自己の責に帰すべき事由により生じた損害及び逸失利益は含まれないものとする。

#### (談合等の不正行為にかかる解除)

第18条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、乙に対して文書で通知することで直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。)に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条又は第8条の2(独占禁止法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は独占禁止法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (2) 乙又は乙の代理人が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき(乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。)。
- 2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

#### (談合等の不正行為にかかる違約金等)

第19条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、甲の請求に基づき、違約金として、契約

金額の100分の10に相当する金額（以下「不正行為違約金」という。）を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は第8条の2（独占禁止法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき。
  - (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき。
  - (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
  - (4) 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号の一に該当するときは、前項に規定する不正行為違約金のほか、契約金額の100分の5に相当する金額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）及び第7条の3第1項の規定による課徴金の納付命令を行ったとき。
  - (2) 当該刑の確定において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
  - (3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 乙は、本契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項及び第2項に規定する違約金の合計額（以下「不正行為にかかる違約金額」という。）が、次条第1項の甲に対する損害賠償額を下回る場合については、同項の甲に対する損害賠償額をもって違約金とする。

#### （談合等の不正行為にかかる損害賠償）

- 第20条 第18第1項各号の一に該当した場合において、乙が甲に損害を与えたときは、乙は、甲に対して生じた損害を賠償しなければならない。
- 2 前項に規定する損害賠償額が不正行為にかかる違約金額を下回る場合については、不正行為にかかる違約金額をもって損害賠償額とする。

#### （談合等の不正行為にかかる違約金に関する遅延損害金）

- 第21条 乙が第19条に規定する違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、国の債権の管理等に関する法律施行令第29条に基づき財務大臣が定める率を乗じて算出した金額（100円未満の端数があるときは、又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）を遅延損害金として甲に支払わなければならない。

#### （紛争又は疑義の解決方法）

- 第22条 本契約について、甲乙間に紛争又は疑義が生じた場合には、必要に応じて甲乙協議の上解決するものとする。

#### （裁判所管轄）

- 第23条 本契約に関する一切の紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属合意裁判所

として処理するものとする。

(存続条項)

第24条 本契約の効力が消滅した場合であっても、第7条、第14条第2項、第17条、第19条、第21条から前条まで及び本条は、なお有効に存続するものとする。

上記の契約の締結を証するため、この証書2通を作成し、両者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 東京都杉並区高井戸西3-5-24  
日本年金機構 理事長代理人  
会計・資産管理部長 岡部 太 印

乙 ○○○  
○○○株式会社  
代表取締役社長 ○○ ○○ 印